強 化 委 員 会 規 程

　（目 的）

第１条　この規程は、千葉市ソフトテニス協会（以下｢本協会｣という。）会則第２８条の規定に基づき、加盟団体に所属する会員の技術の向上および本協会より派遣する千葉県大会等の参加代表選手の選手選定と強化に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

　（事 業）

第２条　強化委員会（以下「本会」という。）は、目的達成のため次の事業を行う。

（１）技術向上と高度な技術研究のための練習会

（２）強化練習等による選手の強化

（３）選手の千葉県大会等への派遣

（４）その他、本会の目的達成上必要な事業

　（選手の選定）

第３条　前条の対象となる選手の選定は、強化委員会で決定する。

　（役 員）

第４条　本会に次の役員を置く。

（１）委員長　　　 １名

（２）副委員長 　　２名以内

（３）委員 　　　　若干名

　（役員の選出）

第５条　役員の選出は、次のとおりとする。

（１）委員長は、理事会の承認を得て、会長推薦理事を充てる。

（２）副委員長および委員は、委員長が推薦する者で理事会の承認を得た者とする。

　（役員の任期）

第６条　役員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

　（審 議）

第７条　本会は委員長が招集し審議する。附議する事項は、事業内容、予算、決算、

その他必要と認められる事項とする。

　（報 告）

第８条　本会の事業結果および審議結果等は、委員長が理事会および代議員会において報告するものとする。

　（派遣選手）

第９条　千葉県大会等への派遣選手の選考については、強化委員会で審議決定し、理事長に報告するものとする。

　（経費の支弁）

第10 条　本会の経費は、本協会より支給される年間予算で支弁する。

２　次の収入は、本協会会計に繰り入れる。

（１）強化練習参加費

　（規程の改廃）

第11条　この規程の改廃等については、理事会の議決を得ることとする。

附則

１　この規程は、平成２７年４月１日より実施する。

１　この規程は、令和２年３月１４日より実施する。

１　この規程は、令和６年３月２日より実施する。